

## NLPコーチング®認定NLPコーチ 認定証およびライセンスに関する覚書

一般社団法人日本NLP能力開発協会（以下、ライセンス発行者）と木谷 克彦（以下、ライセンス受  
理者）は、NLPコーチング®認定NLPコーチ資格に関する認定証（以下、本認定証）、及びライセン  
ス（以下、本ライセンス）について下記の通り同意し覚書を締結する。

1. ライセンス発行者は、ライセンス受取者がNLPコーチングの技術および技能において本認定資格  
相応のトレーニングを終了し、またそれを修得したことを認め、ライセンス受取者がNLPコーチ  
資格を有することを証する。ライセンス受取者は、本認定証に関する規則規制を遵守することに同  
意する。
2. 本覚書は、本認定証によって認定とライセンスを授与されたライセンス受取者の権利・義務を明示  
し、適正で高品質なNLPコーチング技術の使用を維持することを目的とするものである。
3. 本認定証の有効期限は、原則1年間、具体的には本認定証に記載された有効期限とし、資格の更新  
については、別紙「資格認定の仕組み」に定める。本認定期間中あるいはその更新期間中、ライセ  
ンス受取者は他者に対し、本認定証を提示することができる。但し、NLPコーチング資格認定コ  
ースを開催することを認めるものではない。
4. ライセンス発行者は、ライセンス受取者が取得した技術・技能により実施する活動に対し責任を有  
しない。また、ライセンス受取者は、本人の行為・活動によってライセンス発行者に損害をおよぼ  
さない旨を同意する。ライセンス受取者は、本覚書に記される両者間に、本覚書によっていかなる  
共同事業者関係、雇用関係、代行関係も発生しない旨を了解する。
5. ライセンス発行者は、ライセンス受取者に対しNLPコーチング技能資格を認定された旨を示す目  
的で、一般社団法人日本NLP能力開発協会公式印章（以下、ロゴマーク）、及びNLPコーチン  
グ®商標（以下、本商標）を使用する非独占的権利をここに授与する。ライセンス受取者は、本項  
の目的に沿う場合のみ、自身のパンフレットその他の告知媒体上にロゴマーク及び本商標を使用で  
きる。ライセンス受取者は、ロゴマーク及び本商標、またはそれに関するいかなる登記においても、  
所有権、肩書、または利権を授与されるものではない旨を了解・同意する。
6. 本認定は、ライセンス受取者本人に授与される性質のものであり、ライセンス受取者によって他者  
へ譲渡または任命することはできない。

7. ライセンス発行者は、任意に、ライセンス受取者に授与した権利を次の事由により失効させることができる。

- A. ライセンス受取者が、NLPコーチングに関わる技能および技術を一般の信義則に反する目的で使用した場合。
- B. ライセンス受取者が、ここに授与された認定およびライセンスを委譲および任命しようとした場合。
- C. ライセンス受取者が、本覚書の条件・条項およびそれらに準ずる項目に違反した場合。

このような事由の発生において、ライセンス発行者は失効の対象となった行為を記述した書面による失効通知をライセンス受取者に送付することで本同意を終了し、ここに授与された権利を無効とすることができる。ライセンス受取者は失効後ただちに、ロゴマークおよび本商標の全使用を止め、ライセンス発行者によりNLPコーチング技能を認定された旨を提示することを止める。

8. 本覚書は、ここに記述された内容に関して両者間での同意事項を記載する。両者は、本覚書を一部ずつそれぞれ保管する。

<ライセンス発行者>

2020年4月17日

東京都品川区西五反田 1-7-1  
リビオ五反田プラグマ.Gタワー 1201  
一般社団法人日本NLP能力開発協会  
代表理事 田中千尋 二階堂忠春

<ライセンス受取者>

2020年 月 日

住所: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_ 印